

第17期 第21回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和4年4月26日(火) 午後1時32分～午後2時29分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洲 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

2番 上原 啓一 委員 ・ 4番 當間 康由 委員

7 付議すべき案件

報告第 123 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 124 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 125 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 126 号 現況証明願について

報告第 127 号 確認願について

報告第 128 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 129 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 130 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 131 号	農地の現況に関する照会について
議案第 61 号	下限面積の設定について
議案第 62 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 63 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 64 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 65 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 66 号	非農地証明願について
協議第 19 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

- 議長 もう定刻の 1 時 30 分をちょっと過ぎましたけれども、第 17 期豊見城市農業委員会第 21 回総会を開催いたします。
- (午後 1 時 32 分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日 1 日限りといたします。
本日の出席委員は 8 名中 8 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 2 番委員の上原啓一委員と第 4 番委員の當間康由委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。
では、これより報告案件に入ります。初めに、報告第 123 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 2、3 ページをお開きください。
報告第 123 号「農地転用後利用状況の報告について」、8 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 123 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 124 号について、事務局の説明をよろしくをお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 5 ページをお開きください。
報告第 124 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 124 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行します。
では次に報告第 125 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の7ページをお開きください。
報告第125号「転用許可に係る工事の完了報告について」、2件ございました。
内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。

議長 では報告第125号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして
から質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第126号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の9ページをお開きください。
報告第126号「現況証明願について」、4件ございました。内容を確認の上、証
明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 では報告第126号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してか
ら質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第127号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の11ページをお開きください。
報告第127号「確認願について」、1件ございました。事務局長専決により願出
書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第127号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第128号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の13ページをお開きください。
報告第128号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、2件
ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告い
たします。以上です。

議長 ただいまの報告第128号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 129 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 15 ページをお開きください。
報告第 129 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、4 件
ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告い
たします。以上です。

議長 ただいまの報告第 129 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 130 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 17 ページをお開きください。
報告第 130 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、1 件ござい
ました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 130 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 131 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 19 ページ、20 ページをお開きください。
報告第 131 号「農地の現況に関する照会について」、2 件ございました。去る 4
月 5 日に比嘉強委員及び瀬長輝男委員並びに事務局職員 2 名で現場調査を実施
し、議案書 23、24 ページのとおり調査結果を取りまとめて那覇地方法務局へ
回答を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 131 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に議案案件に入ります。議案第 61 号について審議します。事務局の説
明を求めます。

事務局 それでは議案第 61 号「下限面積の設定について」ご説明いたします。

お手元の議案書の 25 ページをご覧くださいと思います。下限面積について、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議し、その結果をホームページ等で公表することになっておりますので、毎年度 4 月に提案いたしております。そこで、今年度も同じように下限面積は 30 a ということをご提案したいと思います。

設定の方針としましては、次のページをめくって 26 ページをお願いいたします。方針としましては、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用し、下限面積（別段の面積）は現行の 30 a とする。

理由としましては、(1)豊見城市内には相当程度の遊休農地があると考えられること。(2)豊見城市の状況から見て、30 a 程度の耕作面積を有する農家等の数が増加しても、農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと考えられること。(1)及び(2)より、本市内の農地等の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、新規就農を促進するためには、現行の 30 a を下限面積（別段の面積）とすることが適正と考えられるため、本案を提案いたします。説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。議案第 61 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。はい、當間委員。

4 番委員 すみません。参考までにですが、糸満、南城、八重瀬、南風原の下限面積を教えてくださいいいですか。

事務局 ちょっと休憩をお願いします。

議長 休憩します。

休憩 午後 1 時 44 分

再開 午後 1 時 45 分

議長 再開します。
では、よろしくをお願いします。

事務局 當間康由委員のご質疑にお答えいたします。
まず市のほうですけれども、糸満市のほうが別段の面積が 40 a となっております。南城市でございますけれども、こちらは町村が合併しておりますので、旧佐敷町のところが別段の面積が 20 a、旧知念村のところが別段の面積 20 a、

旧玉城村・旧大里村は 30 a となっております。それから南風原町でございますけれども、別段の面積が 30 a となっております。八重瀬町が、別段の面積が糸満市と一緒にすけれども 40 a となっております。以上でございます。

4 番委員

どうもありがとうございます。

議長

よろしいですか。ほかにいらっしゃいませんか。

では以上で質疑を終結します。これより採決します。

議案第 61 号について、今年度の農地の下限面積を 30 a とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 61 号は下限面積の設定については、今年度の農地の下限面積を 30 a とすることに決定しました。

次に議案第 62 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明の後に農地利用最適化委員の報告もお願いをいたしたいと思えます。では事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局

それでは、議案第 62 号について説明いたします。議案書の 28 ページをお開きください。

議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、4 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 30 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字長堂 115 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 2 番につきまして、議案書の 32 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良 147 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 34 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波 664 番 2、664 番 5 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 4 番につきまして、議案書の 36 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 732 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び、既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、長嶺委員から報告をお願いいたします。

長嶺推進委員

報告いたします。それでは、令和4年4月12日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号1番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号2番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号3番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号4番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

これより議案の審議に入ります。議案第62号については整理番号1番と2番、それから整理番号3番と4番が関連事案ですので一括して審議します。初めに、整理番号1番と2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。はい、上原委員。

2番委員

今、推進委員から1番の説明がありましたが、耕作可能な状態みたいな感じなんですけど、議案書の29ページの画像では木が茂っていて、耕せるのかなど。現状と違うのかの、ちょっと確認です。

事務局

今回現地確認した際には、現場のほうは草刈りがされていて、今パパイヤのほうは植えられています。パパイヤと奥のほうはバナナが植えられています。航空写真が少し古くて、ちょっと現状と異なっている形ではあるのですが、推進委員と確認した中では問題なく耕作ができるような状態になっております。

2番委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

では以上で質疑を終わります。これより採決します。

整理番号1番と2番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、

許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番と 2 番については許可することに決定しました。

では続いて、整理番号 3 番と 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番と 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番と 4 番については許可することに決定します。

次に議案第 63 号について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案書の 38 ページをお開きください。

議案第 63 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、1 件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、46 ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在は豊見城市字保栄茂 63 番 7、62 番 13、62 番 14、63 番 4、63 番 3、62 番 10。転用目的は一般住宅。譲渡人から譲受人へ所有権を移転する転用計画となっております。変更内容としましては、転用目的や所在等について変更はありませんが、共有持分 2 分の 1 とした譲受人の追加という内容となっております。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

議案第 63 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 63 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 63 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 63 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に議案第 64 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 48 ページをお開きください。

議案第 64 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、54 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市宇田頭 92 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、59 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 864 番 2。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、64 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 266 番 1 及び 267 番 1。転用目的は駐車場兼資材置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、69 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 180 番 1。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、74 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 67 番 2、67 番 11、67 番 12、67 番 13。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、田頭地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10 ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は既に貸駐車場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については現在の利用状況から特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、那覇空港自動車道名嘉地インターチェンジの出入口から概ね 300m以内の区域にある農地です。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、那覇空港自動車道名嘉地インターチェンジの出入口から概ね 300m以内の区域にある農地です。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5 番の申請地は、那覇空港自動車道名嘉地インターチェンジの出入口から概ね 300m以内の区域にある農地です。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 64 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 64 号は 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてからお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。はい、比嘉委員。

7 番委員 この第 3 種農地、自動車道専用道路の出入口から 300m 以内というのはどういう…。

事務局 農地転用の許可基準の中の立地条件なんですけれども、3 種農地、2 種農地、1 種農地とある中で、3 種農地は市街化が進んだ農地というところで、原則農地転用が許可の地域となっていて、その立地条件、3 種に該当する要件があって、4 種類ぐらいあるんですけれども、そのうちの一つの中に高速道路の降り口、乗り口というんですかね、乗り入れ口から 300m 以内は 3 種農地として判断されるという取扱いがあるので、今回この整理番号 3 番の申請地については 300m 以内にある 3 種農地として判断されています。

7 番委員 じゃあ住宅とかも造れますか。

事務局 また住宅に関しましては農地法以外に、こちらは市街化調整区域、都市計画法の制限が別途定められているので、そういったところをクリアしないと難しいところだと思います。

7 番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。ほかにいらっしゃいませんか。
以上で質疑を終わります。これより採決します。
整理番号 3 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して

から質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に議案第 65 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の 76 ページをお開きください。議案第 65 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして、81 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 399 番 1。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に整理番号 2 番につきまして、86 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 259 番 68。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、93 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 63 番 7、62 番 13、62 番 14、63 番 4、63 番 3、62 番 10。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。なお、本件は議案

第 63 号「農地転用事業計画変更承認申請について」でありました申請地となっており、譲受人の追加に伴う申請となっています。

次に整理番号 4 番につきまして、98 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字根差部 440 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、104 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 653 番 1、653 番 3、653 番 5、653 番 6、653 番 7。転用目的は店舗。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10 ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

続いて整理番号 2 番の申請地は、那覇空港自動車道名嘉地インターチェンジの出入口からおおむね 300m 以内の区域にある農地です。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、保栄茂地区の都市機能を有する施設が連担する農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、根差部地区の都市機能を有する施設が連担する農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5 番の申請地は、保栄茂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10 ha 未満の農地となっています。現場は既に駐車場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 65 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 65 号について 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手を

してから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に議案第 66 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 66 号「非農地証明願いについて」、去った 3 月 25 日に宮里由美子委員、金城朝之委員、浜本事務局長、上江例主査の 4 名、4 月 19 日に上原啓一委員、宮里由美子委員、赤嶺班長、上江例主査の 4 名で現場を調査し、協議を行ってございます。
初めに、整理番号 1、2、3 番の調査状況について、宮里由美子委員のほうからご説明よろしくお願いたします。

5 番委員 それでは、整理番号 1 番について説明します。議案書 110 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字渡橋名 251。面積は 718 m²となっております。調査年月日は事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「浅い」、土質は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。
調査員の意見としまして、「周辺地を含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難」と考えます。このことから、願い出地は「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。
次に、整理番号 2 番について説明します。議案書は 114 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字根差部 463 番、463 番 1、463 番 2 で、

合計面積は2,111㎡となっております。土地の状況ですが、表土は「浅い」、土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「低く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。調査員の意見としましては、「周辺地を含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難」と考えます。このことから、願い出地は「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えます。

次に、整理番号3番について説明します。議案書118ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字饒波428番、面積2,513㎡となっております。土地の状況ですが、表土は「その他」、立入り困難で確認ができなかったためです。形状は「傾斜地」で、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。

調査員の意見としましては、「周辺地を含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難」と考えます。このことから、願い出地は「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えます。

議案第66号について、説明は以上です。

議長

宮里由美子委員、調査状況の説明ありがとうございました。議案第66号について1件ずつ質疑を許します。

初めに、整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。いいですかね。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号1番について、現地確認調査書は宮里由美子委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号1番については宮里由美子委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。

次に、整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決します。

整理番号 2 番について、現地確認調査書は宮里由美子委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については宮里由美子委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、現地確認調査書は宮里由美子委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については宮里由美子委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。

次に協議第 19 号について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

ご説明申し上げます。お手元の議案書の 119 ページをご覧ください。

協議第 19 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」。みだしの件について、令和 4 年 4 月 13 日付豊経建農第 39 号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めます。

ページをめくっていただきまして 120 ページのほうは、市長より会長宛ての農用地利用集積計画の作成に係る意見決定についての照会の文書となっております。

121 ページの農用地利用集積計画（案）につきましては、主管課であります農林水産課のほうから説明がございます。農林水産課長、よろしく申し上げます。

議長

よろしくをお願いいたします。

農林水産課長

こんにちは。農林水産課長の国吉と言います。よろしく申し上げます。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、ご説明申し上げます。

資料 121 ページ、番号R4-1 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりでございます。利用権を設定する農地の地番は、保栄茂 554 番 1。面積が 418 m²。設定する利用権は賃貸借で、存続期間は公告日から 5 年間となっております。賃借については年額 2 万 5,200 円を毎年 4 月末までに口座振込することとなっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

協議第 19 号について説明が終わりました。協議第 19 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認め、これより採決します。

協議第 19 号について、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 19 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。国吉課長、大変ありがとうございました。


以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、大変ご協力ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。


令和 4 年 4 月 26 日 (火)

午後 2 時 29 分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子 

2番委員

上原 啓一 

4番委員

菅間 康子 